

特定の者対象 喀痰吸引等研修 実地研修申込書

基本研修修了者が、新しい利用者のケアに入る場合や、利用者にこれまでとは別の吸引や経管栄養が必要となった場合には、実地研修を受けて、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けなければなりません。ポムハウスで、その手続きを引き受けます。

手続費用：ポムハウスで基本研修を受講した方は、1介護者・1利用者につき 2,000 円

他機関で基本研修を受講した方は、1介護者・1利用者につき 4,000 円

(実地研修の内容を問わない。)

実地研修を始める前に**ポムハウスに郵送**していただく書類 (実地研修予定日の 10 日前必着)

- 実地研修申込書
- 受講証明書、または、修了証書 (コピー) (ポムハウス受講の場合は不要)
- 医師の指示書 (別紙 1) (コピー)
- 本人の同意書 (別紙 2) (コピー)
- 計画書 (別紙 3) (原本)
- 実施機関承諾書 (別紙 4) (原本) (訪問看護ステーション、正看護師個人など)
(ポムハウスから看護師を派遣する場合のみ、不要)
- 指導者研修修了証書 (コピー)
- 修了証書のない場合のみ **看護師免許証** (コピー)

ポムハウスから、書類確認の**連絡 FAX を受け取る。**

実地研修 (場所は、利用者の自宅や日中活動先など)

- ・ 9 種類の中から必要な評価票を選び、利用者に合わせて内容を変更する。
- ・ 指導看護師や経験のある介護職員が行う利用者のたんの吸引等を見る。
- ・ 利用者の手順に従って、まずシュミレータなどを使って**現場演習**を実施し、看護師が評価し、日にち、時間とともに評価票 (演習欄) に記入する。(回数は問わないが**全部アになるまで**)
- ・ 利用者と看護師の了解後、実地研修を開始する。
- ・ 看護師が評価し、○回目、日にち、時間とともに評価票に記入する。
- ・ 指導看護師による評価は、必要な全ての項目について評価
- ・ 手順どおりに実施でき、**2回連続して、全部アの評価となるまで行う。**
- ・ 報告書に記入する。

- ※ 指導看護師への謝金については、事業所と実施機関（訪問看護ステーション、正看護師個人など）でご相談の上、事業所から直接お支払いください。
- ※ 指導看護師がいない場合は、ポムハウスから指導看護師を派遣します。
謝金は1介護者・1利用者につき基本10,023円と交通費実費になります。

実地研修終了後にポムハウスに郵送する書類

- 報告書（別紙5）（原本）
- 評価表（原本）（演習評価も含む）

「喀痰吸引等に関する研修修了証書」を、ポムハウスから受け取る。（月3回発行）

「認定特定行為業務従事者認定証交付申請」

各事業所（個人）は、必要書類（※1～6）を添えて申請すると、各都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」が交付される。

※認定特定行為業務従事者認定証の交付申請書類

- 1 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書 特定の者対象（省令別表第三号）研修修了者の場合
認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第三号研修対象）（様式4-2）
- 2 住民票の写し（原本に限る。住所、氏名、生年月日が記載されたもので発行後6か月以内のもの。）
（外国籍の方は同様に必要事項のみを記載した外国人登録原票の写しの提出で可）
- 3 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3号の各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式4-3）
- 4 喀痰吸引等に関する研修修了証明書
- 5 返信用定型封筒（認定証送付分相当の切手貼付、返信先記入のこと）
- 6 事業所がまとめて提出する際は、認定特定行為業務従事者認定証交付申請書類一覧（チェックリスト2）

大阪府 HP <http://www.pref.osaka.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/ninteisyorui.html>

書類送付先 〒562-0013 箕面市坊島 4-5-20 みのお市民活動センター

特定非営利活動法人 ポムハウス 宛

連絡先電話番号 072-721-5150

E-Mail info@pomhouse.org



特定非営利活動法人 ポムハウス